

ご存知ですか？

住宅セーフティネット制度

平成29年4月に「住宅確保要配慮者*に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」が改正され、新たなセーフティネット制度が創設されました。

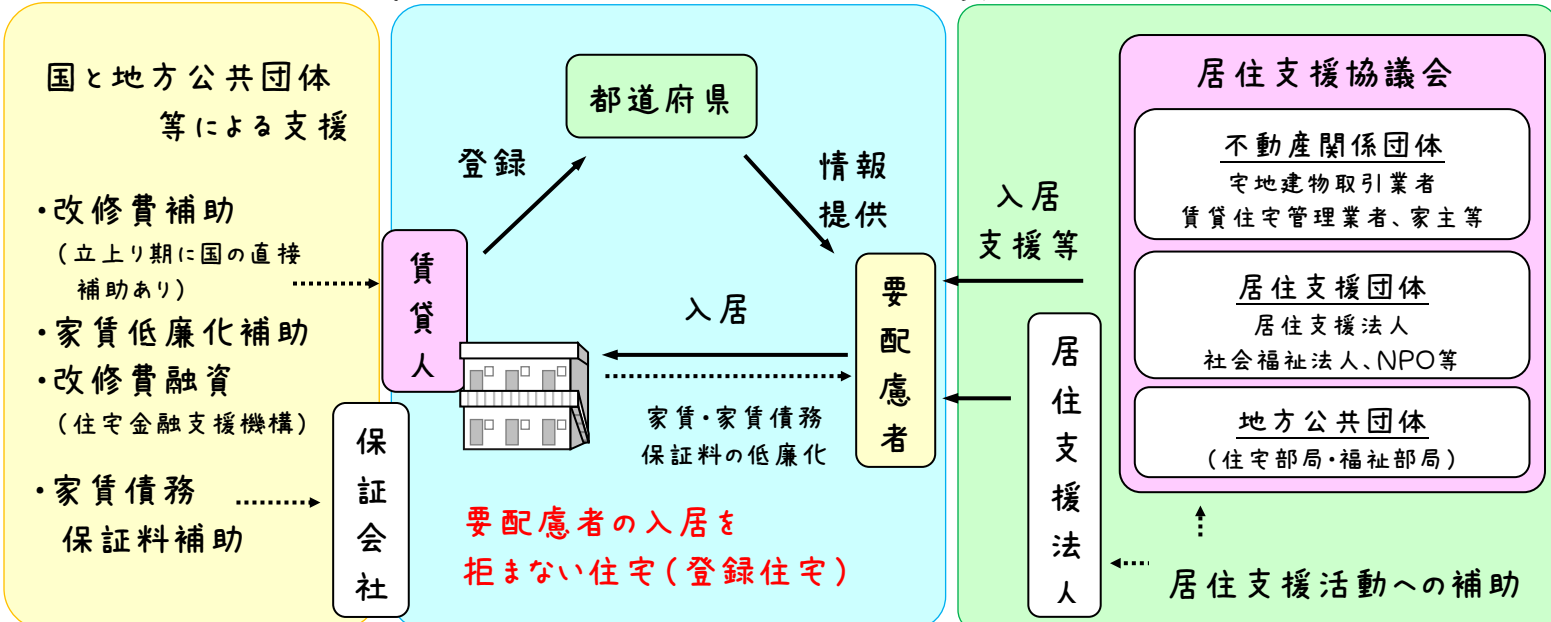


新たなセーフティネット制度とは…

住宅確保要配慮者*については、裏面をご確認ください。



【新たなセーフティネット制度のイメージ】



住宅確保要配慮者とは

住宅確保要配慮者の範囲は以下のように広範に規程されており、福祉サービス利用者も含まれています。

- ・LGBT
- ・被災者
- ・高齢者
- ・外国人
- ・新婚世帯
- ・戦傷病者
- ・DV被害者
- ・低額所得者
- ・身体障害者
- ・知的障害者
- ・精神障害者
- ・犯罪被害者
- ・生活困窮者
- ・中国残留邦人
- ・原子爆弾被害者
- ・矯正施設退所者
- ・海外からの引揚者
- ・北朝鮮拉致被害者
- ・児童虐待を受けた者
- ・低額所得世帯の学生
- ・児童養護施設退所者
- ・子どもを養育している者
- ・ハンセン病療養所入所者
- ・養護者等による虐待を受けた者
- ・住宅確保要配慮者に対して
必要な生活支援等を行う者

例えば・・・

- ✓ 高齢者の障害者世帯や単身者に対して、居室内での死亡事故などへの不安から賃貸住宅の入居が制限される。
- ✓ 生活困窮者や低額所得者に対して、家賃の安定した支払いへの不安から賃貸住宅の入居が制限される。
- ✓ 外国人や中国残留邦人に対して、習慣や言葉が異なることへの不安から賃貸住宅の入居が制限される。
- ✓ LGBTや矯正施設退所者に対して、他の入居者や近隣との協調性への不安から賃貸住宅の入居が制限される。

などの相談対応で困っていませんか？

兵庫県社会福祉士会は、平成29年度兵庫県住宅確保要配慮者支援事業を担当する団体となり、社会福祉士としての専門性を活かして、住宅確保要配慮者それぞれの生活課題や支援ニーズに応じた居住支援サービスを行なっています。

一般社団法人兵庫県社会福祉士会

〒651-0062 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター5階

電話：078-265-1330

FAX：078-265-1340

(平日10:00~16:00 ※年末年始を除く)

電話・FAXの際は、お掛け間違い等ないようにご注意ください。



兵之助くん